

<平成23年度京都府「介護サービス情報の公表」計画>

介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年度政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の規定に基づき、「介護サービス情報の公表」計画を定めましたので公表します。

第1 目的

介護保険法施行令の規定により、介護サービス情報の報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画を定めるものです。

第2 報告に関する計画

1 計画の基準日

平成23年1月1日

2 報告の期間

平成23年9月1日から平成24年4月27日まで

3 報告の対象となる介護サービス事業者

介護保険法第115条の35及び介護保険法施行規則第140条の43の規定により、次に掲げる事業者とする。

- ・平成23年度中に、新たに報告の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業者

4 報告の対象となる介護サービス

- ①訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③訪問看護、介護予防訪問看護、療養通所介護
- ④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護
- ⑥通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、療養通所介護
- ⑦特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型含む））
- ⑧特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型含む））
- ⑨特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅（外部サービス利用型含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅（外部サービス利用型含む））
- ⑩福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- ⑪小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬居宅介護支援
- ⑭介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑯介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

5 報告の方法その他報告の実施に関する事項

(1) 報告の方法

京都府から対象事業者へ報告の案内通知（ID・パスワードを含む）を送付し、事業者は厚生労働省が設置する介護サービス情報公表システムを利用し直接入力する。

なお、公表システムが利用できない場合など事業所の実情によっては、印刷した調査票の提出でも可とする。

<印刷調査票を提出する場合の宛先>

京都府 健康福祉部 介護・福祉事業課

住所：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町

連絡先：TEL 075-414-4573 FAX 075-414-4572

(2) 報告の時期

新たに報告の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする時期に応じて、それぞれ次に定める報告案内通知送付時期から報告期限までに、報告を行うこととする。

新たに報告の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする時期	報告案内通知送付時期（予定）	報告期限
平成23年4月1日～8月31日	平成23年9月9日	平成23年9月30日
平成23年9月1日～12月31日	平成24年1月11日	平成24年1月31日
平成24年1月1日～3月31日	平成24年4月10日	平成24年4月27日

第3 調査事務に関する計画

平成23年度は調査事務を原則、実施しないこととする。

なお、京都府が特に必要と認める場合は、調査事務を実施する。

第4 情報公表事務に関する計画

1 計画の期間

平成23年4月1日～平成24年6月30日

2 公表の対象となる介護サービス事業者

介護保険法第115条の35及び介護保険法施行規則第140条の43の規定により、次に掲げる事業者とする。

- ① 平成23年度中に、新たに報告の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業者
- ② 平成22年度京都府「介護サービス情報の公表」計画における対象事業者で、既に公表済みの事業者

3 介護サービス事業者ごとの公表を行う月

(1) 平成23年度中に、新たに報告の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業者

新たに報告の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする時期に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

新たに報告の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする時期	公表時期
平成23年4月1日～8月31日	平成23年11月～
平成23年9月1日～12月31日	平成24年3月～
平成24年1月1日～3月31日	平成24年6月～

(2) 平成22年度京都府「介護サービス情報の公表」計画における対象事業者
平成22年度既に公表済みの情報については、介護サービス情報公表システムに継続して公表する。

4 公表の方法

事業者が厚生労働省が設置する介護サービス情報公表システムに入力した情報をインターネットにより公表することとする。

第5 手数料

報告の対象となる事業者は、京都府手数料徴収条例施行規則の規定により、介護サービス情報公表システムに入力した後、速やかに次の手数料を京都府に納付することとする。

	手数料 (介護サービス1種類につき)	納付方法
介護サービス情報公表手数料	9,000円	収入証紙にて納付